

1. 上乗せサービスとは

- 本市では、介護保険サービスを利用者が必要に応じて、できるだけ多く利用できるよう国基準の支給限度額以上のサービスが利用できるよう上乗せサービスを実施しています。財源は65歳以上の第1号被保険者の保険料となります。

- 介護保険法第43条に規定されている本市独自のサービス。

第43条（居宅介護サービス費等に係る支給限度額）

3 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第1項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護サービス費等区分支給限度基準額とすることができる。

- 全国で同様の上乗せサービスを実施しているのは本市を含め9団体。
- 第8期の第1号保険料（基準額）月額5,820円の90円分に相当する。第9期は暫定ではあるが、6,052円の63円相当。

- 支給限度額（現状）

（単位／月）

	要支援1	要支援2	要介護1※	要介護2※	要介護3	要介護4	要介護5
高浜市限度額	5,032	10,531	16,765 17,603	19,705 20,690	28,400	32,484	38,027
国基準額	5,032	10,531	16,765	19,705	27,048	30,938	36,217
高浜市独自上乗せ額	0	0	0 ※838	0 ※985	1,352	1,546	1,810
上乗せ率	0.00%	0.00%	0.00% ※5.00%	0.00% ※5.00%	5.00%	5.00%	5.00%

※認知症加算…日常生活自立度がⅢa以上の方は要介護1は838単位、要介護2は985単位を加算。

1-2. 実施の背景（上乗せサービス）

- 国基準額以上の利用ができるサービスを上乗せとし、特に、在宅重視をかけた、在宅サービスを手厚くすることにより、軽減や悪化の防止を図る上乗せサービスを実施してきた。

【背景】①平成10年度に行った高齢者^{しっかい}悉皆調査の際に、それぞれ要支援高齢者について作成した「理想的ケアプラン」の水準を踏まえつつ

②個々の高齢者がこれまで現に受けていた介護サービスの水準を低下させないという二つの条件により導入された。

1-3. これまでの経緯（上乗せサービス）

- 平成12年4月介護保険サービス開始後、平成28年4月まで内容変更なし。
- 平成28年4月より、認知症や中重度の方への重点化を図るため、平成30年度まで段階的に要介護1・2の区分支給限度額を、国基準まで引き下げると同時に、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準がⅢa以上の方には段階的に加算を引き上げた。
- 令和3年4月より、要介護1・2の認知症加算者、要介護3・4・5の方いずれも、国基準の1.05倍の加算とした。

1-4. 支給状況（上乗せサービス）

▶ 年度別支給実績額

（年間合計：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
上乗せ実績額	36,037	29,799	31,859	30,370	9,486	7,179

◆居住形態・要介護度別上乗せ支給人数

（単位：人）

	介1	介2	介3	介4	介5	合計	平均
サ高住	2	5	2	5	2	16	3.0
有料老人ホーム	0	2	6	4	5	17	3.7
独居	1	0	0	0	0	1	1.0
高齢者	1	1	2	5	1	10	3.4
多世代	2	4	1	3	4	14	3.2
合計	6	12	11	17	12	58	2.9

◆上乗せ上限額を 100 とした場合の居住形態別利用率人数

（単位：人）

	25%未満	25%超～50%	50%超～75%	75%超	合計
サ高住	2	2	1	10	15
有料老人ホーム	2	2	1	12	17
独居	0	0	1	0	1
高齢者	0	1	1	8	10
多世代	4	4	1	6	15
合計	8	9	5	36	58

※令和4年4月給付実績値より

1-5. アンケート調査結果（上乗せサービス）

(1) 支給限度額の上乗せ（上乗せサービス）について【市民回答】

■介護保険サービスの利用限度額の上乗せについてのニーズは、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では「わからない」が33.2%を占めています。それ以外では「利用限度額の上乗せ金額の見直しを行い、保険料の負担を少なくする」（見直し）が31.2%と最も高く、次いで「保険料の負担があっても、もっと介護サービスが使えるように利用限度額の上乗せを維持すべき」（現行どおり）が20.0%「利用限度額の上乗せは行う必要はない」（廃止）が7.1%となっています。（見直し）と（廃止）の合計は38.3%となります。

■在宅介護実態調査結果では、「わからない」が30.4%と最も高く、（現行どおり）が29.5%、（見直し）が25.9%、（廃止）が9.7%です。（見直し）と（廃止）の合計は35.6%となります。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】要介護1～5以外の65歳以上の人

（%）

期	n	見直し	現行どおり	廃止	わからない	無回答
全 第 8 期	n=1,193	19.0	29.3	8.9	32.7	9.7
体 第 9 期	n=1,194	20.0	31.2	7.1	33.2	7.8

【在宅介護実態調査】要介護1～5の人（施設・居住系サービス利用者を除く）

（%）

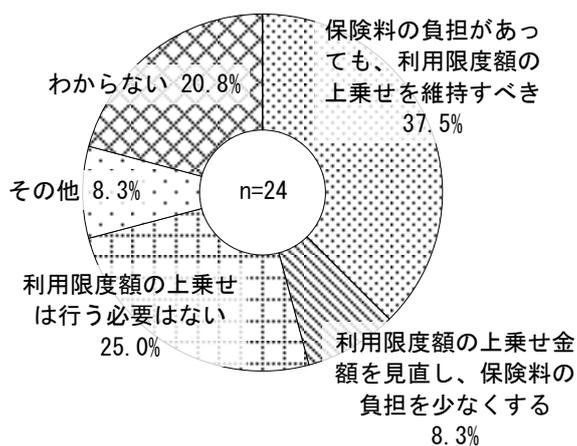
期	n	見直し	現行どおり	廃止	わからない	無回答
全 第 8 期	n=352	27.8	25.6	8.8	29.3	8.5
体 第 9 期	n=359	29.5	25.9	9.7	30.4	4.2

- 保険料の負担があっても、利用限度額の上乗せを維持すべき
- 利用限度額の上乗せ金額を見直し、保険料の負担を少なくする
- 利用限度額の上乗せは行う必要はない
- その他
- わからない
- 無回答

(2)支給限度額の上乗せ（上乗せサービス）について【介護支援専門員回答】

■介護保険サービスの利用限度額を上乗せし、より多くのサービスが提供できるようにしていることについては、「保険料の負担があっても、もっと介護サービスが使えるように利用限度額の上乗せを維持すべき」が37.5%（9人）と最も高く、次いで「利用限度額の上乗せは行う必要はない」が25.0%（6人）、「利用限度額の上乗せ金額の見直しを行い、保険料の負担を少なくする」が8.3%（2人）となっています。

利用限度額の上乗せについて



2. 横出しサービスとは

- 要介護者の生活の質の向上と介護者の負担軽減を図ることができるよう、「居宅介護支援券の支給」と「住宅改修費の補助」を横出しサービスとして実施しています。
- 介護保険法第 115 条の 49 に規定されている本市独自のサービス。

(保健福祉事業)

第百十五条の四十九 市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

- 「居宅介護支援券の支給」…介護保険施設等に入所していない要支援・要介護者に対し、おむつなどの介護用品等の購入、理容・美容サービス、家事援助サービス等に利用できる券を要介護 4・5 には5万円、要介護 1～3 には2万円、要支援には1万円を支給。(1～3 割の自己負担あり)
- 「住宅改修費の補助」…要支援・要介護者に介護給付される介護保険制度による 20 万円とは別に、要支援・要介護者・自立者についても 10 万円相当(要介護 4・5 は 30 万円)の住宅改修費を市独自に補助する。(1～3 割の自己負担あり)
- 第9期は暫定ではあるが、第1号保険料月額(6,052円)の36円分に相当する。
- 全国で保健福祉事業を実施しているのは本市を含め 303 団体(19.3%)である。

2-1. 実施の背景(横出しサービス)

- 高浜市では、在宅重視をきっかけ介護保険制度スタート時から、在宅における日常生活での要介護状態等の軽減及び悪化の防止を支援することを目的として、実施している。住宅改修については、住宅内での転倒が要支援・要介護状態となる大きな原因の一つとなっていることから、予防的に利用が可能としている。

2-2. これまでの経過(横出しサービス)

- 平成 12 年 4 月サービス開始後、平成 27 年 4 月まで内容変更なし。
- 平成 27 年 4 月より、居宅介護支援券の対象者に第 1 号事業対象者を追加(総合事業への移行にあわせて)。利用できるサービスの介護用品に、口腔ケア介護用品、じょくそう処置のために用品を追加。

2-3. 支給状況(横出しサービス：居宅介護支援券)

- 居宅介護支援券(年度別申請件数)

	対象者数	申請件数	申請率	委託金額(一般+特会)
平成 30 年度	1,437 人	882 人	61.4%	16,677,809 円
令和元年度	1,492 人	923 人	61.9%	17,469,502 円
令和2年度	1,545 人	954 人	61.7%	18,006,686 円
令和3年度	1,625 人	929 人	57.2%	16,748,274 円
令和4年度	1,630 人	946 人	58.0%	17,593,033 円

2-4. アンケート調査結果（横出しサービス：居宅介護支援券）

(1) 居宅介護支援券の給付について【市民回答】

- 居宅介護支援券の給付（横だしサービス）についてのニーズは、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、「保険料の負担があっても、居宅介護支援券の給付を現行通り行う」（現行どおり）が32.6%と最も高く、次いで「わからない」が30.4%、「居宅介護支援券の給付金額や内容の見直しを行い、保険料の負担を少なくする」（見直し）が26.6%、「居宅介護支援券の給付は行う必要はない」（廃止）が1.7%となっています。（見直し）と（廃止）の合計は28.3%となります。
- 在宅介護実態調査結果では、（現行どおり）が50.7%と最も高く、「わからない」が20.6%、（見直し）が20.1%、（廃止）が1.9%です。（見直し）と（廃止）の合計は22.0%となります。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】要介護1～5以外の65歳以上の人 (%)

区分	n	現行通り	見直し	廃止	わからない	その他	無回答
全 第8期	n=1,193	32.5	23.1	2.8	0.4	31.3	9.9
体 第9期	n=1,194	32.6	26.6	1.7	0.3	30.4	8.4

【在宅介護実態調査】要介護1～5の人（施設・居住系サービス利用者を除く） (%)

区分	n	現行通り	見直し	廃止	わからない	その他	無回答
全 第8期	n=352	50.6	21.0	4.0	2.0	15.3	7.1
体 第9期	n=359	50.7	20.1	1.9	2.8	20.6	3.9

- 保険料の負担があっても、居宅介護支援券の給付を現行通り行う
- 居宅介護支援券の給付金額や内容を見直し、保険料の負担を少なくする
- 居宅介護支援券の給付は行う必要はない
- その他
- わからない
- 無回答

(2) 居宅介護支援券の利用品目について【市民回答】

- 「居宅介護支援券の利用品目についてのニーズは、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、「紙パンツの購入」が42.8%と最も高く、次いで「尿とりパットの購入」が33.6%、「理美容のサービス」が28.0%、「シルバーの家事援助利用料」が21.3%などとなっています。
- 「在宅介護実態調査結果では、「紙パンツの購入」が62.7%と最も高く、次いで「尿とりパットの購入」が46.8%、「理美容のサービス」が38.2%、「口腔ケア介護用品」が18.9%、「シルバーの家事援助の利用料」が17.8%などとなっています。
- 「その他」で、対象項目に追加してほしいサービスの希望として多かったのは、タクシーチケットやおしりふき、介護食の購入です。

(%)

区分	n	①紙パンツの購入	②尿とりパットの購入	③口腔ケア介護用品	④処置用品のためう	⑤理美容のサービス	⑥いきいき号チケット	⑦ふれあい利用料	⑧シルバー利用料	⑨寝具乾燥サービス料	⑩市内介護施設利用料	⑪その他	わからない	無回答
【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】要介護1～5以外の65歳以上の人														
第8期	1,193	40.7	31.5	17.6	10.6	27.9	13.1	8.8	22.0	14.8	6.3	2.1	32.4	11.0
第9期	1,194	42.8	33.6	16.4	10.7	28.0	12.0	7.5	21.3	15.1	5.9	2.5	33.6	8.1
【在宅介護実態調査】要介護1～5の人（施設・居住系サービス利用者を除く）														
第8期	352	60.8	46.3	22.7	13.1	40.9	8.5	8.8	16.2	11.4	5.1	10.2	15.3	6.5
第9期	359	62.7	46.8	18.9	14.2	38.2	10.6	7.2	17.8	11.7	7.8	9.5	18.1	4.7

2-5. 支給状況（横出しサービス：住宅改修費の補助）

住宅改修費の補助（年度別支給実績額）

	自立者		要支援1・2 要介護1～3		要介護4・5		合計	
	件数	金額 (一般+特会)	件数	金額 (一般+特会)	件数	金額 (一般+特会)	件数	金額 (一般+特会)
平成30年度	35	2,728,513円	27	1,974,120円	3	264,145円	65	4,966,778円
令和元年度	39	3,213,780円	34	2,273,476円	7	1,201,486円	80	6,688,742円
令和2年度	31	2,271,328円	27	1,823,989円	3	413,664円	61	4,508,981円
令和3年度	27	1,952,794円	32	1,871,123円	1	270,000円	60	4,093,917円
令和4年度	24	2,010,159円	24	1,536,494円	3	138,942円	51	3,685,595円

2-6. アンケート調査結果（横出しサービス：住宅改修費補助）

(2) 住宅改修費の補助について【市民回答】

■住宅改修費の補助（横出しサービス）についてのニーズは、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、「保険料の負担があっても、住宅改修費の補助を現行通り行う」（現行通り）が36.2%と最も高く、次いで「わからない」が28.1%、「住宅改修費の補助金額の見直しを行い、保険料の負担を少なくする」（見直し）が24.4%、「住宅改修費の補助は行う必要はない」（廃止）が2.3%となっています。（見直し）と（廃止）の合計は26.7%となります。

■在宅介護実態調査では、（現行どおり）が42.3%と最も高く、次いで（見直し）が22.3%、「わからない」が22.0%、（廃止）が2.5%です。（見直し）と（廃止）の合計は24.8%となります。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】要介護1～5以外の65歳以上の人 (%)

全 第 8 期	n=1,193	34.5	24.0	3.6	0.8	26.3	10.8
体 第 9 期	n=1,194	36.2	24.4	2.3	0.9	28.1	8.1

【在宅介護実態調査】要介護1～5の人（施設・居住系サービス利用者を除く） (%)

全 第 8 期	n=352	46.6	22.7	2.8	1.4	19.9	6.5
体 第 9 期	n=359	42.3	22.3	2.5	1.4	22.0	9.5

保険料の負担があっても、住宅改修費の補助を現行通り行う

住宅改修費の補助金額の見直しを行い、保険料の負担を少なくする

住宅改修費の補助は行う必要はない

その他

わからない

無回答

3. 保険料への影響

(1) 保険料に占める上乗せサービス・横出しサービス

上乗せサービス・横出しサービスの財源は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料です。厚生労働省の「地域包括ケア『見える化』システム」を利用して、現時点における第9期の保険料月額を推計すると、6,052円となります（第8期は5,820円）。このうち、上乗せサービスにかかる金額は63円、横出しサービスにかかる金額は36円です。

(2) 上乗せサービス・横出しサービスを見直した場合の保険料

前述の「1-5.アンケート調査結果」をみると、上乗せサービスについては、傾向として、廃止・縮小に向けた見直しを行い、保険料の負担を軽減すべきというニーズが高くなっています。

一方、「2-4.アンケート調査結果」「2-6.アンケート調査結果」をみると、横出しサービスについては、現行どおりの対象で、現行どおり実施すべきというニーズが高くなっています。

それぞれに反対の意見も少なからずあり、安易に結論を出すことはできませんが、仮に、横出しサービスを現状維持とし、上乗せサービスを見直した場合の第1号被保険者の介護保険料をシュミレートすると次のようになります。

3-1. 介護保険料シミュレーション

(円)				
第9期介護保険料	基準月額	上乗せサービス費	横だしサービス費	支払準備基金 取り崩し
6,052	6,282	63	36	▲329

◆上乗せサービス・横出しサービスを見直した場合の第9期介護保険料見込額

区分	保険料見込額	現状維持 との差額	第8期介護保険料 (5,820円)との差額
①現状維持 【上乗せ】介護1・2（認知症加算対象者のみ）、 介護3以上について国基準×1.05 (上乗せあり・横出しあり)	6,052円	—	+232円
②上乗せ見直し 【上乗せ】介護3以上について国基準×1.02 (上乗せあり・横出しあり)	6,026円	▲26円	+206円
③上乗せなし・横出しあり	5,989円	▲63円	+169円
④上乗せなし・横出しなし	5,953円	▲99円	+133円

資料：地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）